

不燃ごみの細分別にご協力ください

昨年12月に常総環境センターで発生した火災は、不燃ごみに混入したリチウムイオン電池が原因と推察されています。現在は不燃ごみを外部施設に搬出し処理していますが、多額の費用が発生しています。

不燃ごみの中でも「ビニール、プラスチック類」は常総環境センターで現在も処理できるため、「ビニール、プラスチック類」と「金属類、割れ物」を分別していただくことで、外部施設への処理費用を抑えることができます。市民の皆さまにはお手数をおかけしますが、不燃ごみの細分別にご協力をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶毎月第1・2・4・5回目の不燃ごみ収集日：ビニール、プラスチック類

▶毎月第3回目の不燃ごみ収集日：金属類、割れ物

どちらの不燃ごみを出す場合も、**不燃ごみ専用袋（青色）**を使ってください（プラマークが付いているものは**資源物専用袋（緑色）**へ）。

■不燃ごみの新しい出し方のポスター配布中！
集積所に掲示できます。ご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

■小型充電式電池（リチウムイオン電池など）は外して、下記回収場所へ！

▶回収場所：伊奈庁舎、谷和原庁舎、みらい平市民センター、保健福祉センター、みらい図書館 supported by 成島建設、伊奈公民館、谷和原公民館、各コミュニティセンター（みらい平・小絹・板橋・谷井田）、セイワ楽器きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館

■11月は「リチウムイオン電池による火災防止月間」です！

環境省では、使用時・廃棄時でのリチウム蓄電池などによる火災防止を啓発するため、11月を「リチウムイオン電池に

よる火災防止月間」としていただきます。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。



図 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）

後期高齢者を対象とした 無料の歯科健康診査を実施中

高齢者の^{こうこう}口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施しています。

▶期限：12月31日（水）※歯科医療機関の休診日を除く

▶対象：茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、令和7年3月31日時点で75歳・80歳・85歳の方

※対象者には、8月下旬に茨城県後期高齢者医療広域連合から、健診の案内を送付しています（長期入院、施設等入所者を除く）。

▶健診内容

①問診 ②歯の状態 ③^{こうこう}咬合状態 ④口腔衛生の状態 ⑤口腔乾燥の状態 ⑥歯周組織・粘膜の状況 ⑦口腔機能評価 ⑧呼吸の異常 ⑨指輪つかテスト ⑩反復唾液嚥下^{えんげ}テスト ⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドコキネシス）⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

▶場所：茨城県歯科医師会に所属しており、8月下旬に送付した案内に同封の「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

▶受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に、後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②受診日までに、受診案内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に「マイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）または資格確認書」「受診券」「受診票」「歯ブラシ」を持参し受診してください。

図 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029 - 309 - 1212

コウモリを見かけたら

市内でもコウモリの姿が見られますが、元々日本に生息している生き物です。野生のコウモリは、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律により捕獲・殺傷が禁止されています。違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。追い払いや侵入予防策は、ご自身または業者などで対応するようお願いいたします。※費用は自己負担となります。



詳しくは市ホームページをご覧ください。

■コウモリの基礎知識

日本には、約35種のコウモリが生息しており、よく見られるのは「アブラコウモリ」という種類です。野生のコウモリには、寄生虫や感染症の原因となる菌やウイルスが付着している恐れがあるため、素手で触らないようにしましょう。

■家庭でできるコウモリ対策

○煙による追い出し

ホームセンターや薬局などで市販されている、（火を使わずに）煙の出るタイプの害虫駆除剤を屋根裏に置いて追い出す。

○忌避剤による追い出し

コウモリがすみ着いている場所の近くにナフタリンなどの固形忌避剤を置いたり、スプレータイプの忌避剤を噴射したりするなどして追い出す。

○ネットなどによる侵入防止

侵入口やすみ着いている場所にコウモリがいない時に（または追い払ってから）、その場所にネット（網）やパテ、シーリング材などですき間を塞ぐようにして侵入を防ぐ。

※高所で作業する場合は危険ですので、専門業者への依頼についてもご検討ください。

図 谷和原庁舎生活環境課（内線 3301）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント